

那覇市公報

第 1 5 9 6 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇訓 令◇

- 那覇市消防救急無線等検討委員会規程の一部を改正する訓令
（消防本部総務課・共同訓令）…………… 451

◇告 示◇

- 包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について（行政経営課）…………… 453
- 那覇市発注予定（工事）の公表について（契約検査課）…………… 454

◇公 告◇

- 那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について（区画整理課）…………… 455
- 那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しの長期縦覧について（区画整理課）…………… 456
- マンション建替組合の設立認可について（建設企画課）…………… 456
- 施行マンションの名称等を表示する図書の閲覧について（建設企画課）…… 458
- 随意契約の公表について（契約締結後）（クリーン推進課）…………… 458
- 那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（管財課）…………… 460

◇消防本部訓令◇

- 那覇市消防救急無線等検討委員会規程の一部を改正する訓令（共同訓令）… 451

◇上下水道局告示◇

○公共下水道の供用開始について…………… 463

◇監査委員公表◇

○平成 24 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）…………… 475

訓 令

那 覇 市 訓 令 第13号

那覇市消防本部訓令 第12号

平 成 2 5 年 4 月 2 6 日

公 表 済

那覇市消防救急無線等検討委員会規程の一部を改正する訓令

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 玉 城 則 雄

那覇市消防救急無線等検討委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市消防救急無線等検討委員会規程（平成24年那覇市訓令第9号、那覇市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第1条 消防救急無線のデジタル化及び消防指令業務の共同運用について、住民の視点及び行財政上の観点から<u>調査及び検討</u>を行い、本市の消防体制の方向性を示すため、那覇市消防救急無線等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 （組織） 第3条 委員会は、副市長（企画財務部担当の副市長とする。以下同じ。）、総務部長、企画財務部長及び消防長で組織する。 2 [略] （幹事会） 第7条 [略] 2 幹事会は、総務部副部長、企画財務部副部長（企画調整課担当の副部長とする。以下同じ。）及び企画財務部参事並びに消防本部副消防長、中央消防署長、西消防署長、<u>指令情報課長</u>及び消防本部総務課副参事であって消防長が指名するもので組織する。 3～5 [略] （事務局） 第8条 委員会の事務局は、<u>消防本部総務課</u>に置く。 2 事務局に事務局長を置き、<u>消防本部総務課長</u>をもって充てる。	（設置） 第1条 消防救急無線のデジタル化及び消防指令業務の共同運用について、住民の視点及び行財政上の観点から<u>審議</u>を行い、本市の消防体制の方向性を示すため、那覇市消防救急無線等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 （組織） 第3条 委員会は、副市長（企画財務部担当の副市長とする。以下同じ。）、<u>政策統括調整監</u>、総務部長、企画財務部長及び消防長で組織する。 2 [略] （幹事会） 第7条 [略] 2 幹事会は、総務部副部長、企画財務部副部長（企画調整課担当の副部長とする。以下同じ。）及び企画財務部参事並びに消防本部副消防長、中央消防署長、西消防署長、<u>消防本部総務課長</u>及び消防本部総務課副参事であって消防長が指名するもので組織する。 3～5 [略] （事務局） 第8条 委員会の事務局は、<u>指令情報課</u>に置く。 2 事務局に事務局長を置き、<u>指令情報課長</u>をもって充てる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成25年4月26日から施行する。

告 示

那覇市告示第 33 号

平成 25 年 4 月 3 日

掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 252 条の 36 第 5 項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成 25 年那覇市規則第 55 号）に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部行政経営課で閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成 25 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 金沢信昭
 - (2) 住所 豊見城市字真玉橋 278 番地の 2 SHTビル 302 号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。
- 5 閲覧期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（那覇市の休日を定める条例（平成 3 年那覇市条例第 33 号）第 1 条に規定する休日以外の日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとする）
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を市長に申請するものとする。

那覇市告示第 71 号

平成 25 年 5 月 1 日

掲 示 済

那覇市発注予定（工事）の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項及び同法施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、「平成 25 年度執行予定建設工事公表リスト」を公衆の閲覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 公表リストの名称

平成 25 年度執行予定建設工事公表リスト

2 公表の事項

- | | | |
|-----------|----------|-------------|
| (1) 件名 | (2) 予定期間 | (3) 業種 |
| (4) 工事格付け | (5) 概要 | (6) 入札・契約方法 |
| (6) 時期 | | |

3 公表の期間

平成 25 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

4 閲覧の場所

都市計画部契約検査課窓口及び市政情報センター並びに那覇市役所公式ホームページ

公 告

那覇市公告第 25 号

平成 25 年 4 月 25 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称 那覇市

3 施 行 地 区

那覇市	字真嘉比	真嘉比原 翠原	の全部
		前原 西原 後原	の一部
	字古島	真嘉比川原 東原	
	字松川	与那覇堂原 今帰仁原 後原	
	字大道	上大道原 下大道原	

4 事 業 施 行 期 間 昭和 63 年 12 月 12 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市 都市計画部 区画整理課

6 事業計画の決定年月日 昭和 63 年 12 月 12 日

7 事業計画の変更の年月日 平成 25 年 4 月 25 日

那覇市公告第 26 号

平成 25 年 4 月 25 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しの長期縦覧について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 10 項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行規則第 4 条の 5 の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 都市計画部 区画整理課内

那覇市公告第 37 号

平成 25 年 5 月 1 日

掲 示 済

マンション建替組合の設立認可について

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の設立を認可したので、同法第 14 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称
丸竹ファミリーマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
丸竹ファミリーマンション
 - (2) 敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 4 事業施行期間
平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月
- 5 事務所の所在地
沖縄県那覇市西 1 丁目 19 番 7 号 フェアービル 5 階
株式会社ファースタイル 本社事務所内
- 6 設立認可年月日
平成 25 年 5 月 1 日
- 7 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
- 8 公告の方法
組合の公告は、施行敷地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成 25 年 5 月 30 日

那覇市公告第 38 号

平成 25 年 5 月 1 日

掲 示 済

施行マンションの名称等を表示する図書の閲覧について

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の施行マンションの名称及びその敷地の区域等を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成 14 年政令第 367 号）第 2 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 縦覧場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所（建設管理部 建設企画課）

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

那覇市公告第 60 号

平成 25 年 5 月 15 日

随意契約の公表について（契約締結後）

那覇市契約規則第 21 条第 2 項第 2 号の規定により随意契約締結結果を公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約 1

業務名：平成 25 年度びんの選別作業業務委託

契約締結日：平成 25 年 4 月 1 日

契約期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

契約相手：特定非営利活動法人障がい者支援センター ふくぎ

理事長 大城 和宏（那覇市田原 3 丁目 4 番地 1 号）

契約金額：18,112,500 円（税込）

契約理由：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の障がい者支援施設等に該当し、当該業務を委託することにより、障がい福祉の増進と社会参加の促進を支援するため。

契約 2

業務名：平成 25 年度那覇市クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託

契約締結日：平成 25 年 4 月 1 日

契約期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

契約相手：公益社団法人 那覇市シルバー人材センター

理事長 名嘉元 甚勝（那覇市首里末吉町 1 丁目 6 番地の 6）

契約金額：2,276,736 円（税込）

契約理由：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者として認められるため。

那覇市環境部クリーン推進課

環 境 施 設 グ ル ー プ

担 当 ： 久 場 島 清 章

Tel 098-882-6950

Fax 098-888-1274

那覇市公告第 61 号

平成 25 年 5 月 15 日

那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 契約案件名 那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）
- (3) 履 行 内 容 仕様書による
- (4) 履 行 期 間 契約の日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「消防施設」に登録されていること。
- (2) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 2 ヶ年度において、建築物における消防用設備の保守点検業務を元請として実施した実績があり、当該期間における年度平均の受注金額が 50 万円以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。

- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成 25 年 5 月 24 日（金） 13：15 受付開始 13：30 説明開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 10 階 会議室 1001

4 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 25 年 5 月 30 日（木） 13：15 受付開始 13：30 入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 10 階 会議室 1001

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除することができる。

7 契約保証金

契約金額（年額）の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第2号

平成 25 年 5 月 1 日

掲 示 済

公共下水道の供用開始について

下水道法第9条第1項及び同条第2項の規定により公共下水道第67次（汚水・雨水）の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

1 使用及び処理開始年月日 平成 25 年 5 月 1 日

2 使用及び処理開始区域

【汚水】

字真嘉比の一部、字古島の一部、字松川の一部、字大道の一部、字古島の一部、首里鳥堀町4丁目の一部、首里大中町2丁目の一部、字真地の一部、字古波蔵の一部、安里2丁目の一部

【雨水】

字真嘉比の一部、字大道の一部、首里大名町3丁目の一部、字真地の一部、泉崎1丁目の一部、字識名の一部

3 供用及び処理開始する排水施設の位置

別紙図示のとおり

4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

5 図面を縦覧に供する場所及び期間

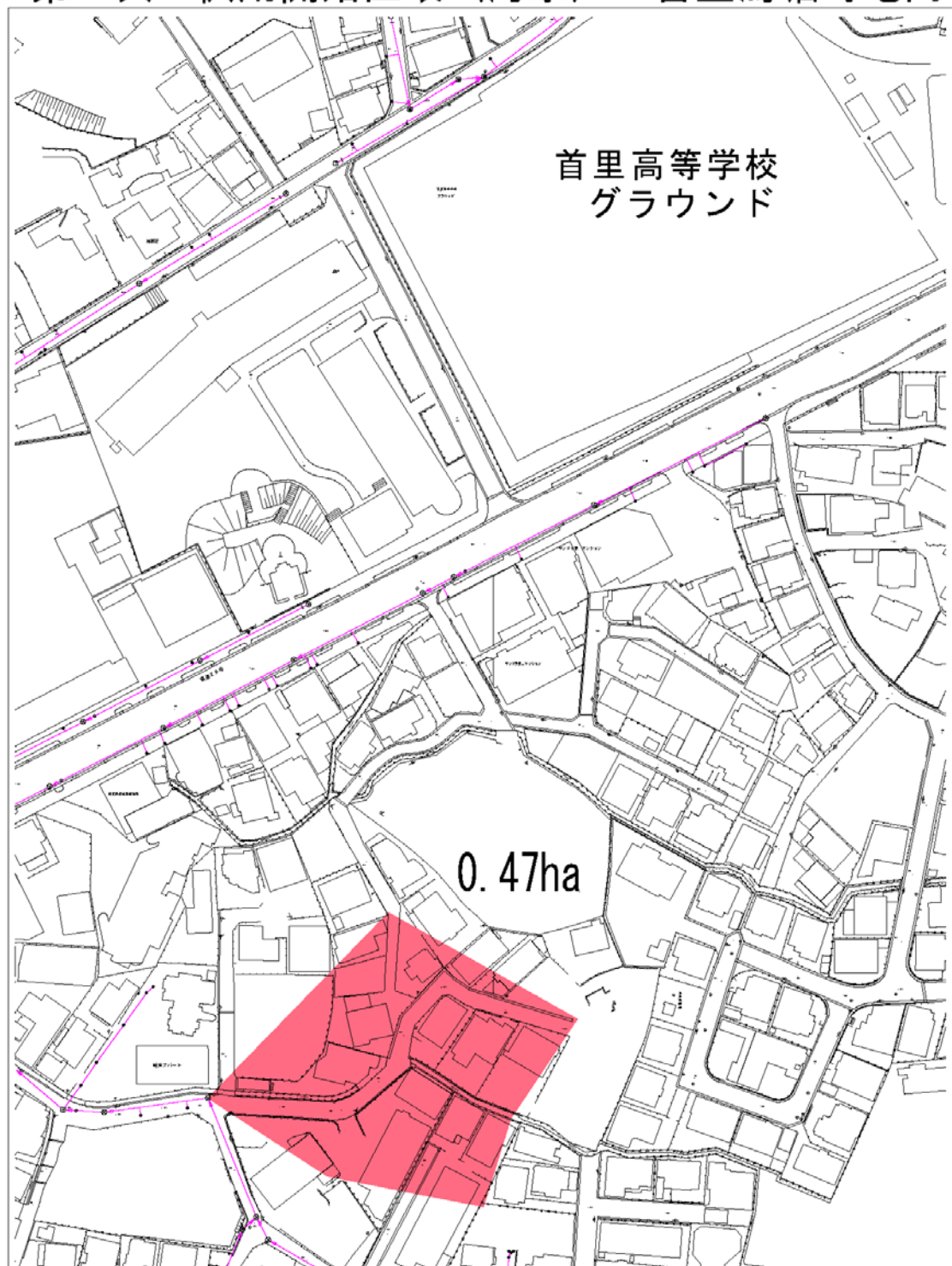
那覇市上下水道局 下水道課

平成 25 年 5 月 1 日から 2 週間

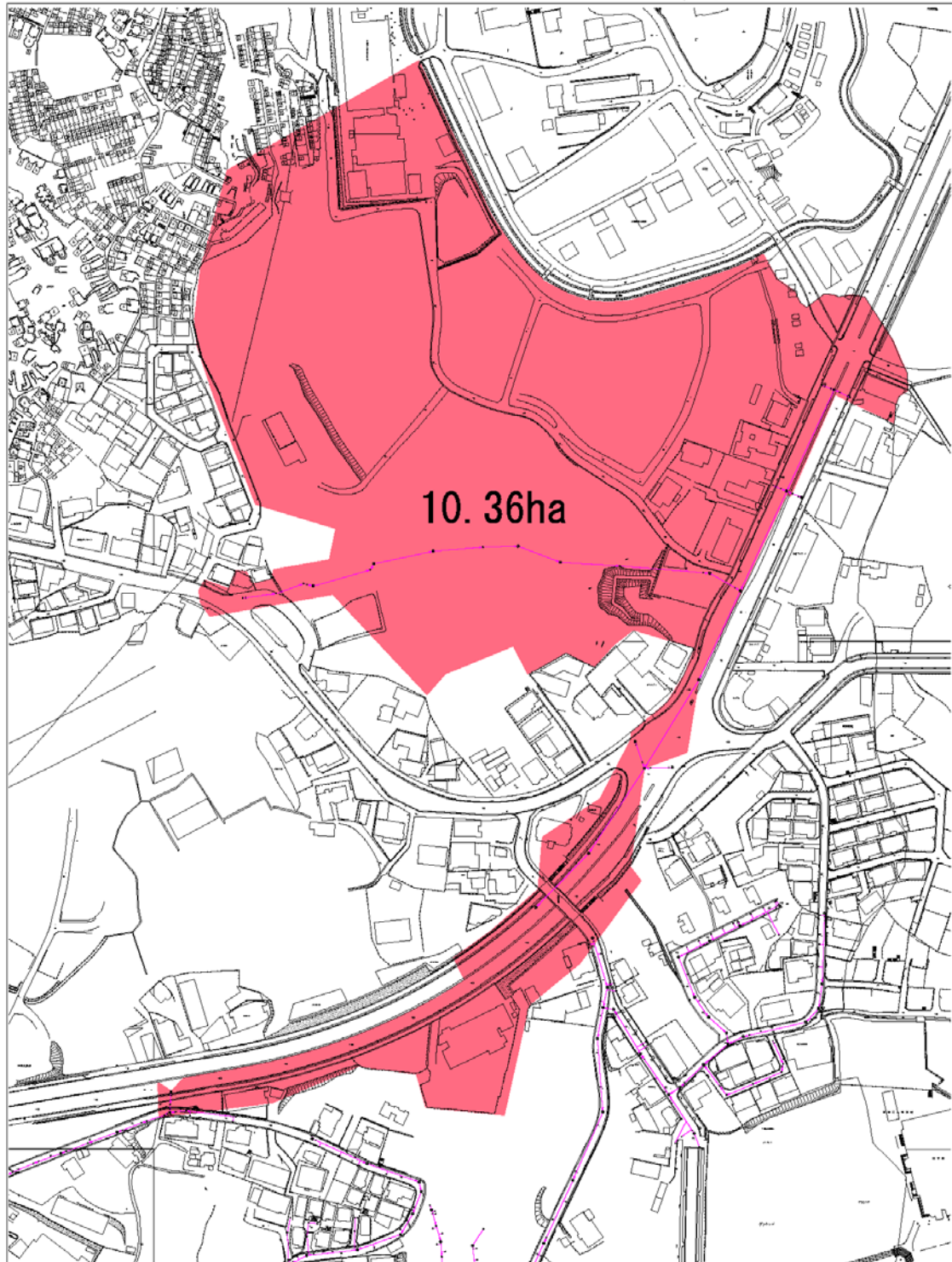
6 終末処理場の位置

那覇浄化センター 那覇市西3丁目10番1号

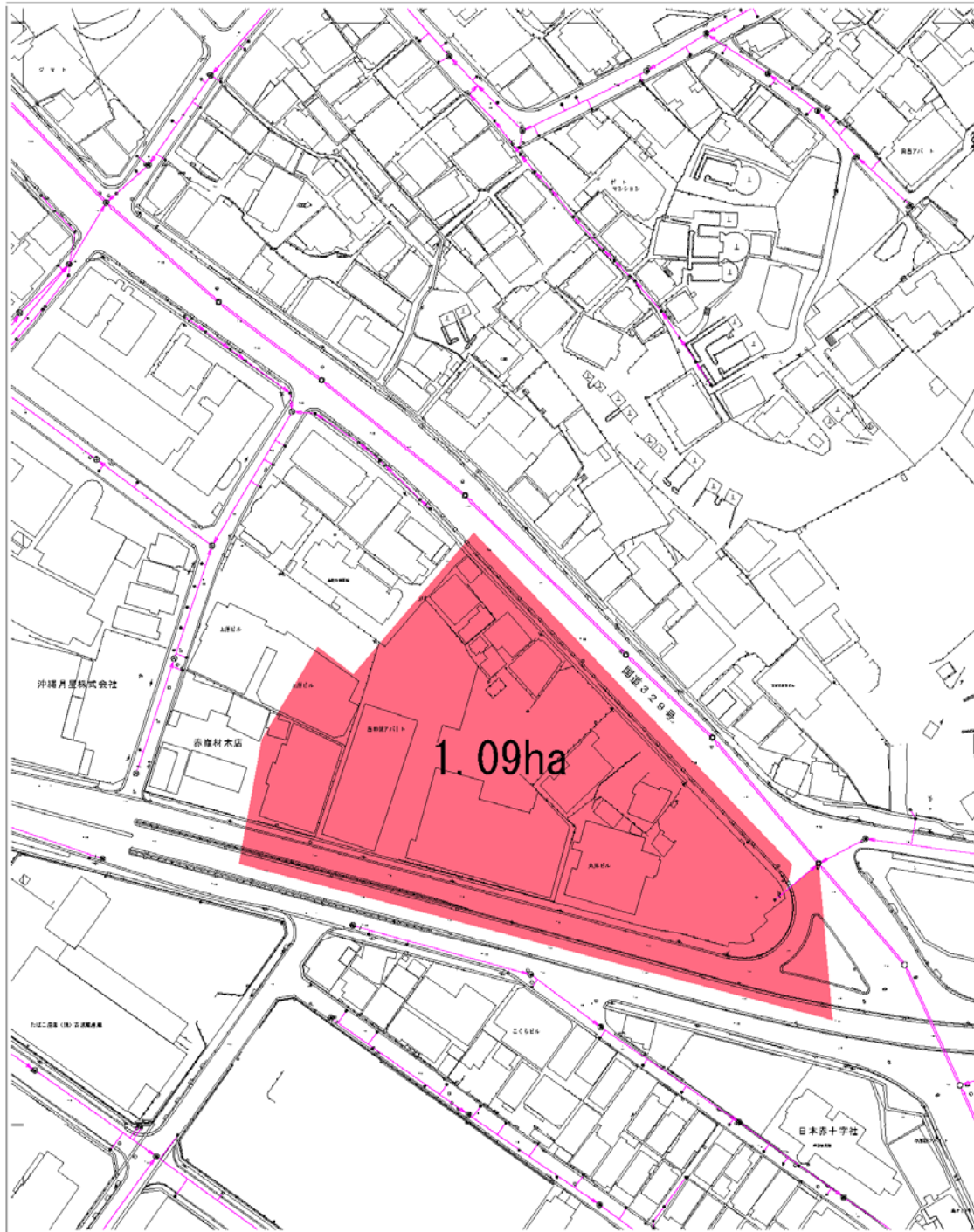
第67次 供用開始区域（污水） 首里鳥堀町地内



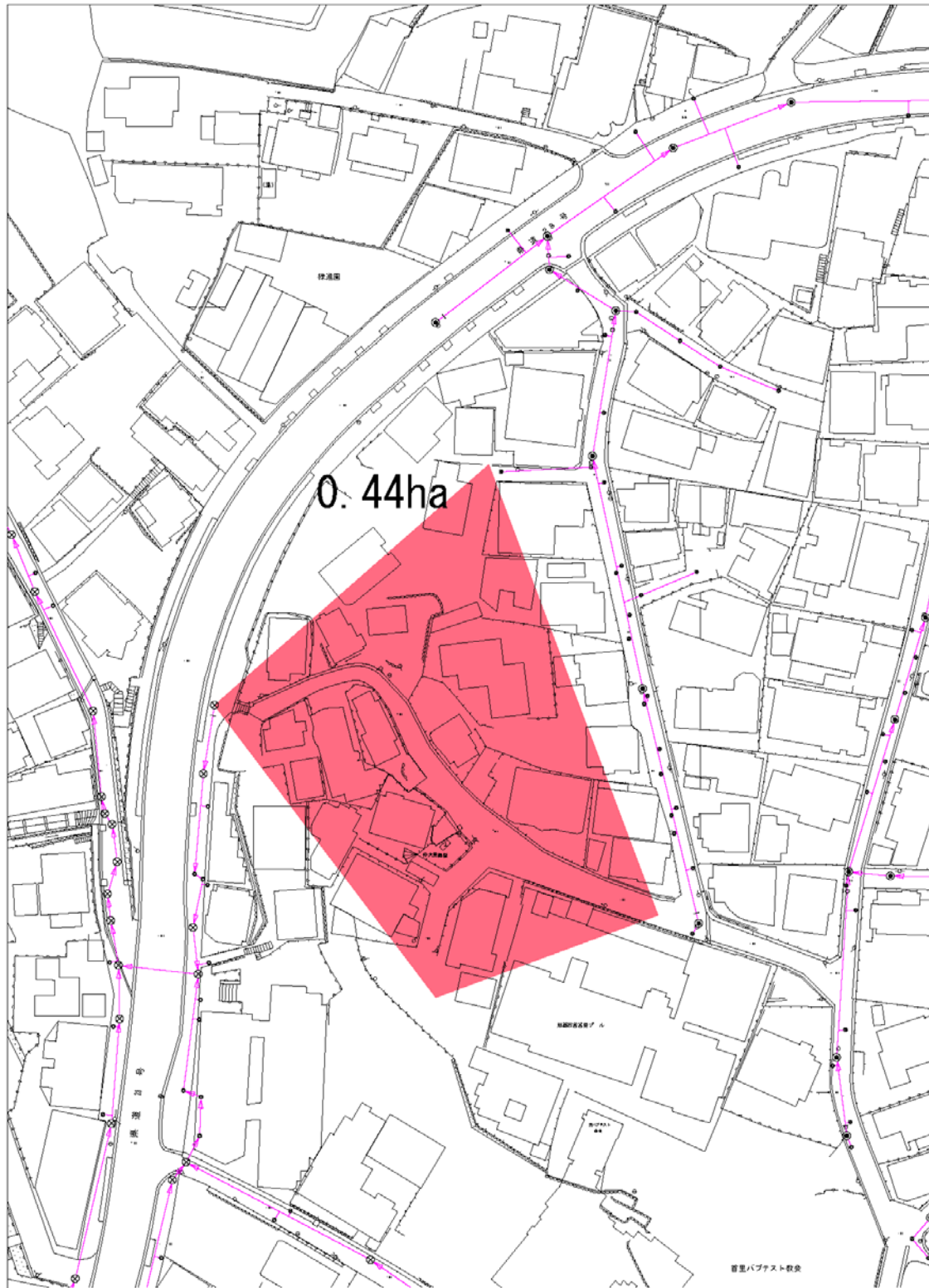
第67次 供用開始区域（污水）真地地内



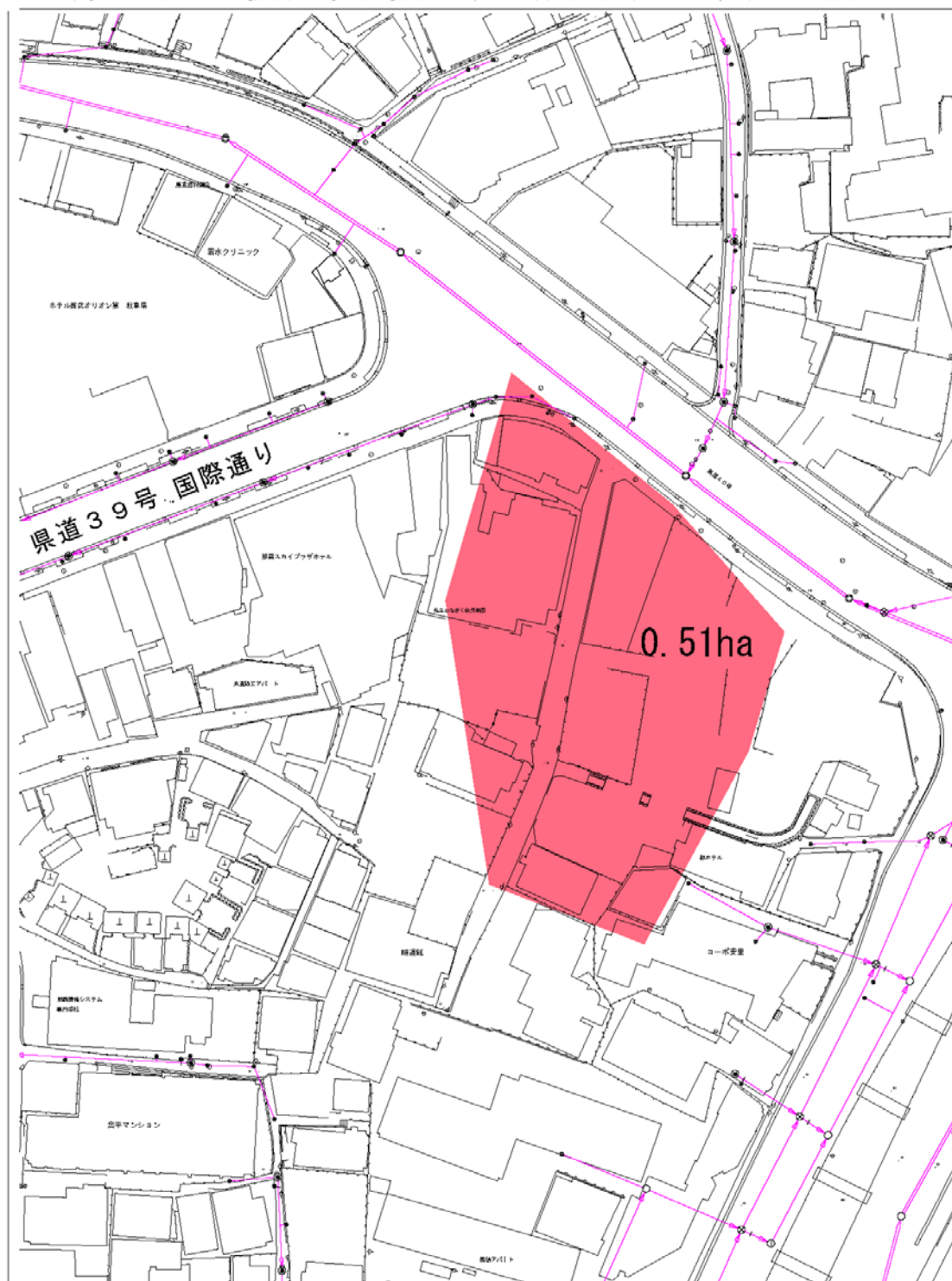
第67次 供用開始区域（污水）古波蔵地内



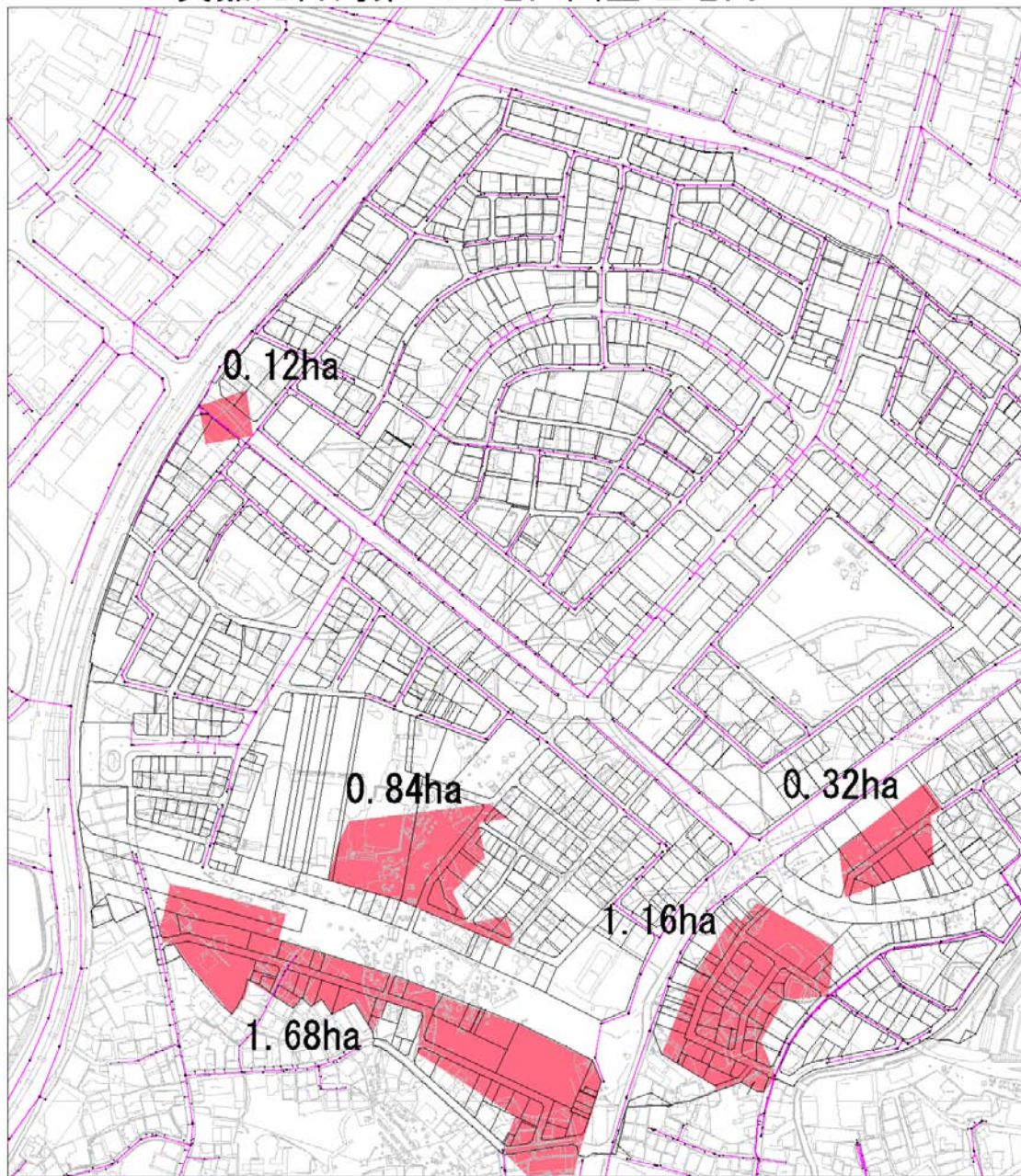
第67次 供用開始区域（污水）首里大中町地内



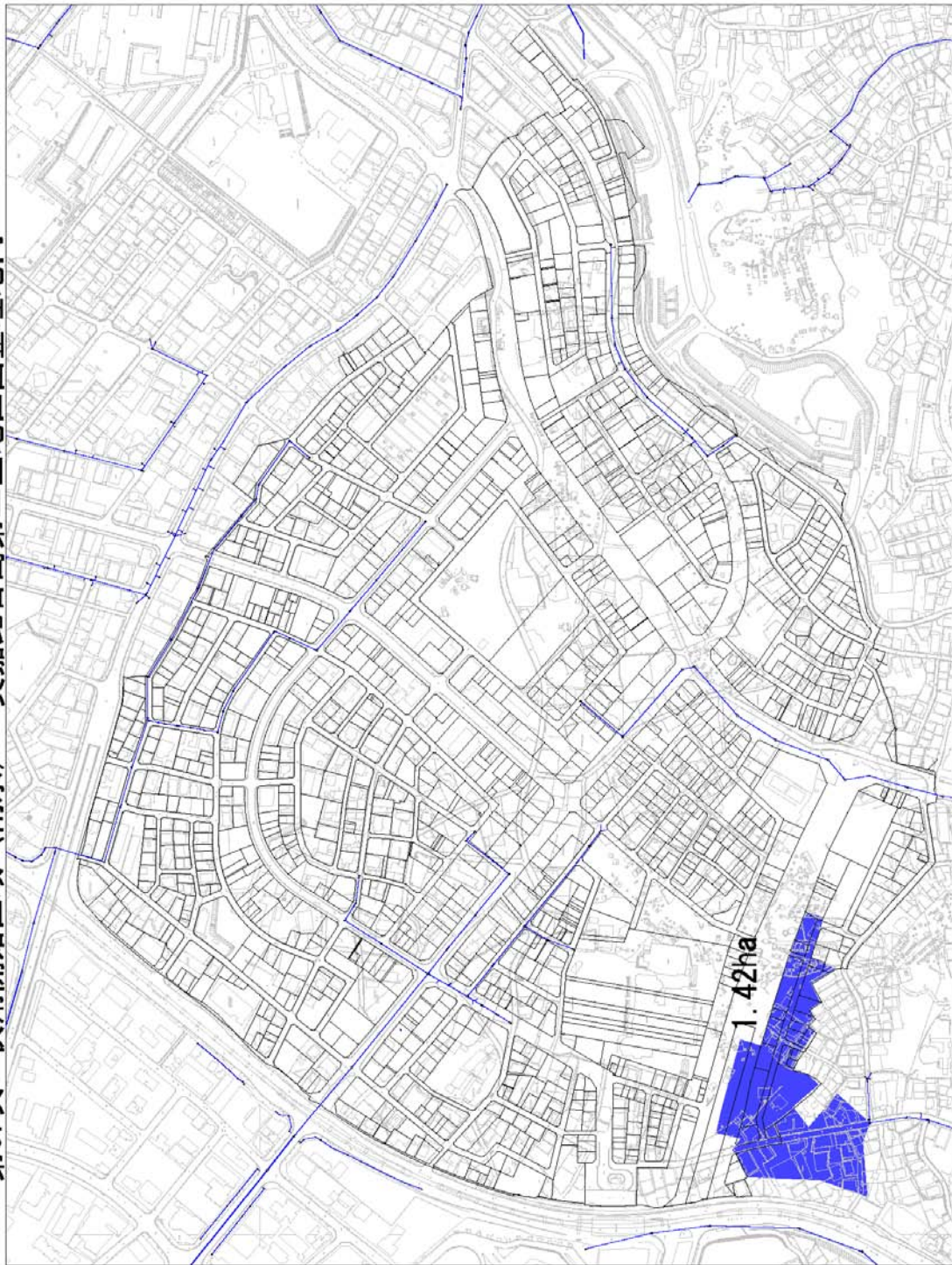
第67次 供用開始区域（污水） 安里地内



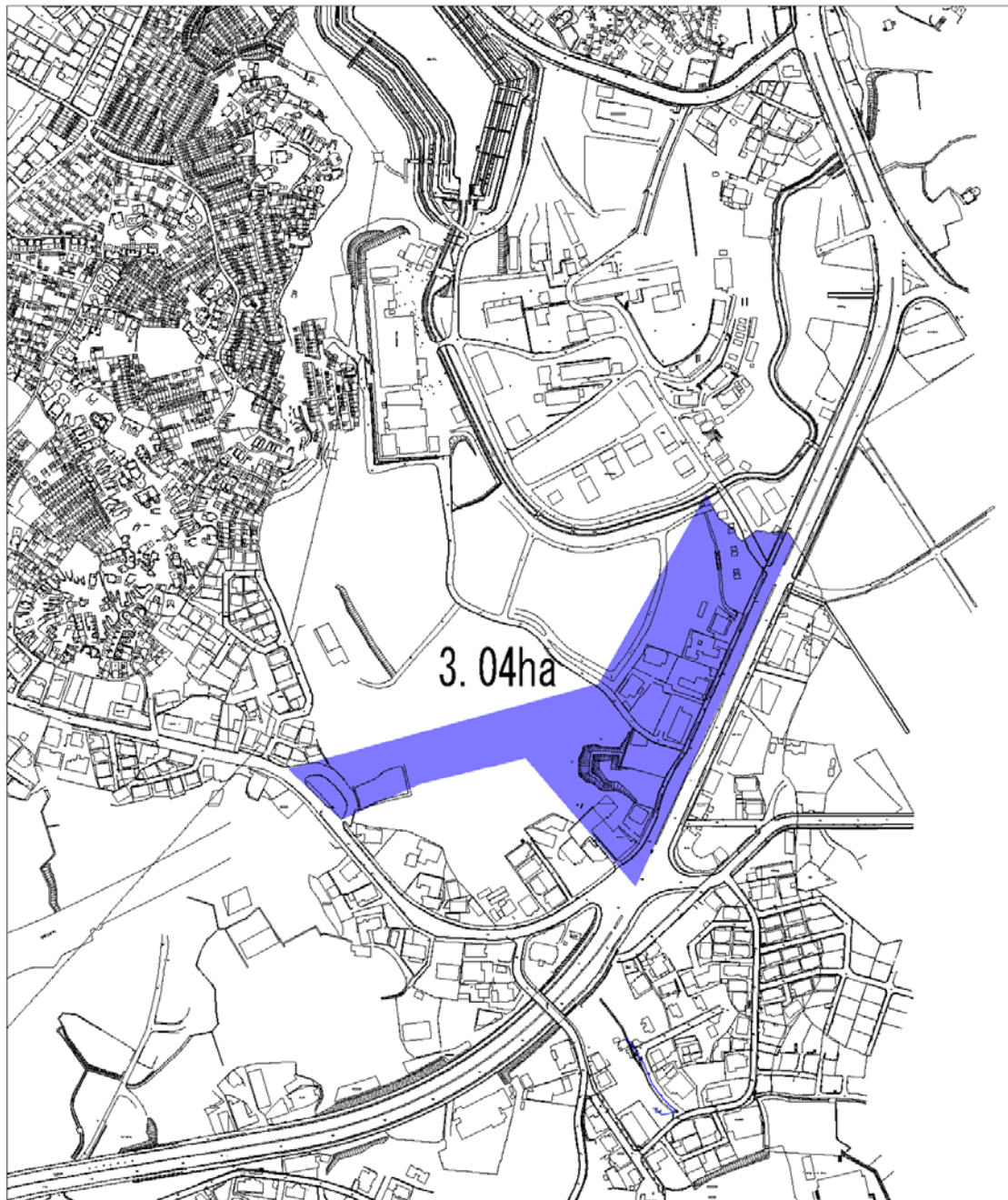
第67次 供用開始区域 (污水)
真嘉比古島第二土地区画整理地内



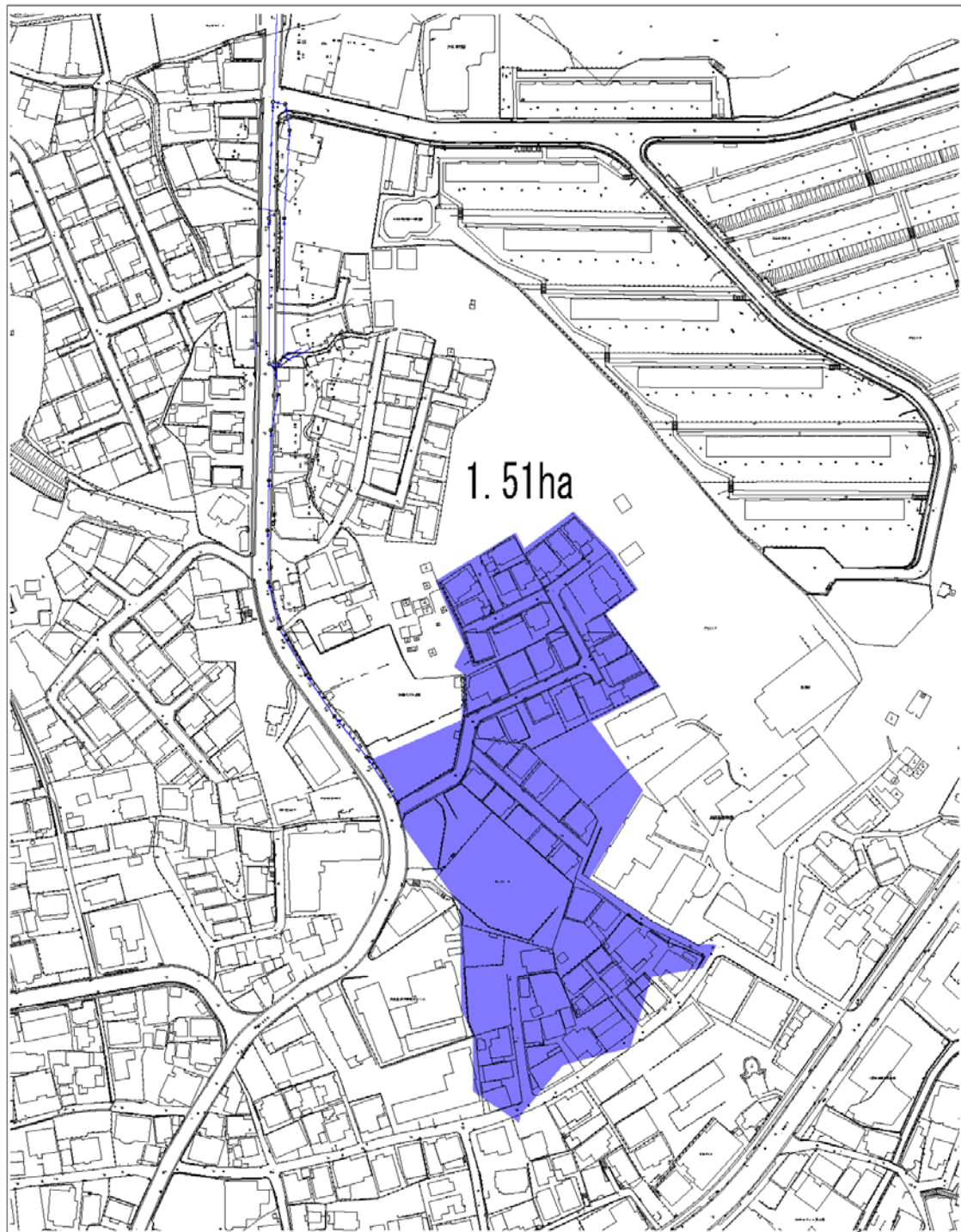
第67次 供用開始区域 (雨水) 真嘉比古島第二土地区画整理地内



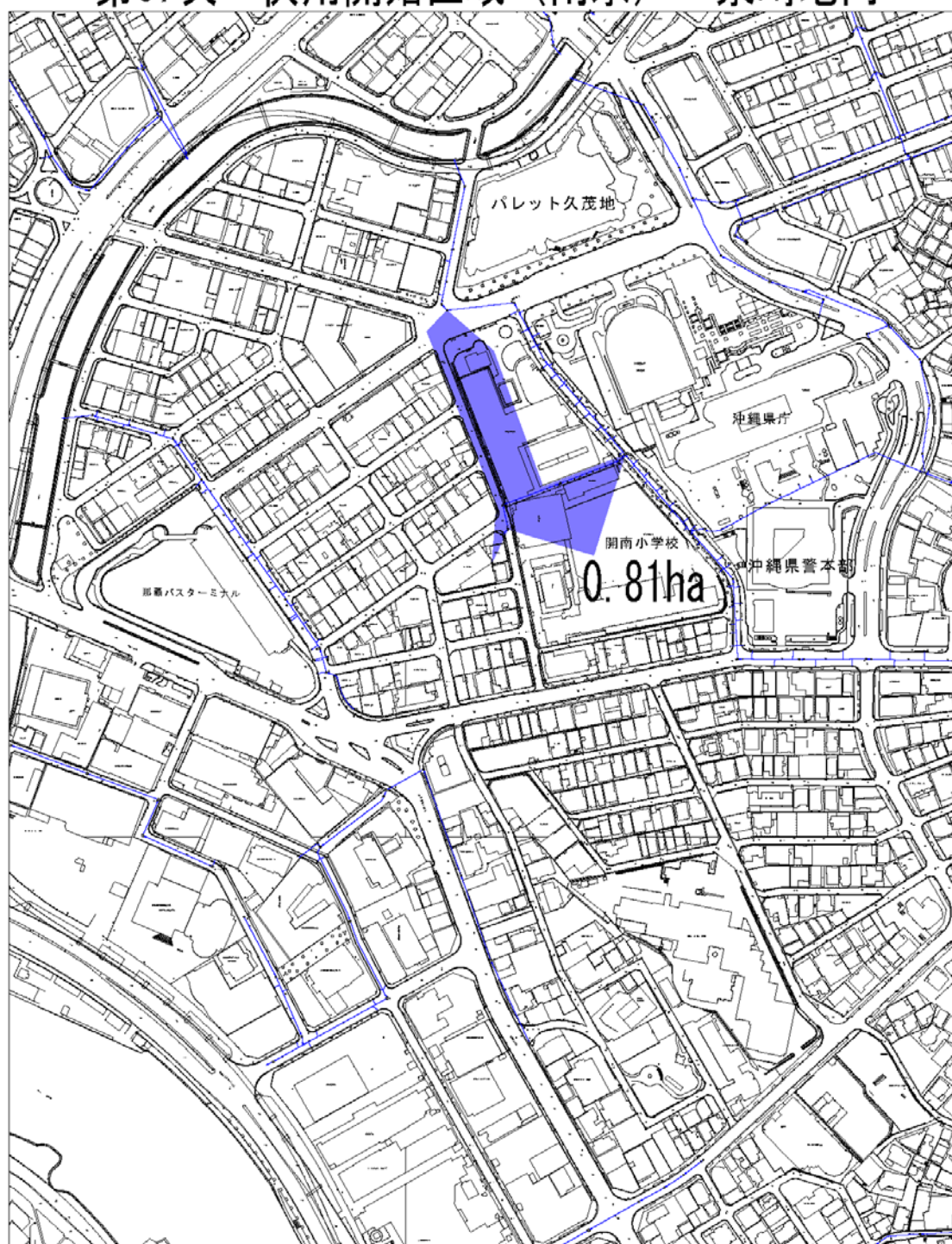
第67次 供用開始区域（雨水） 真地地内



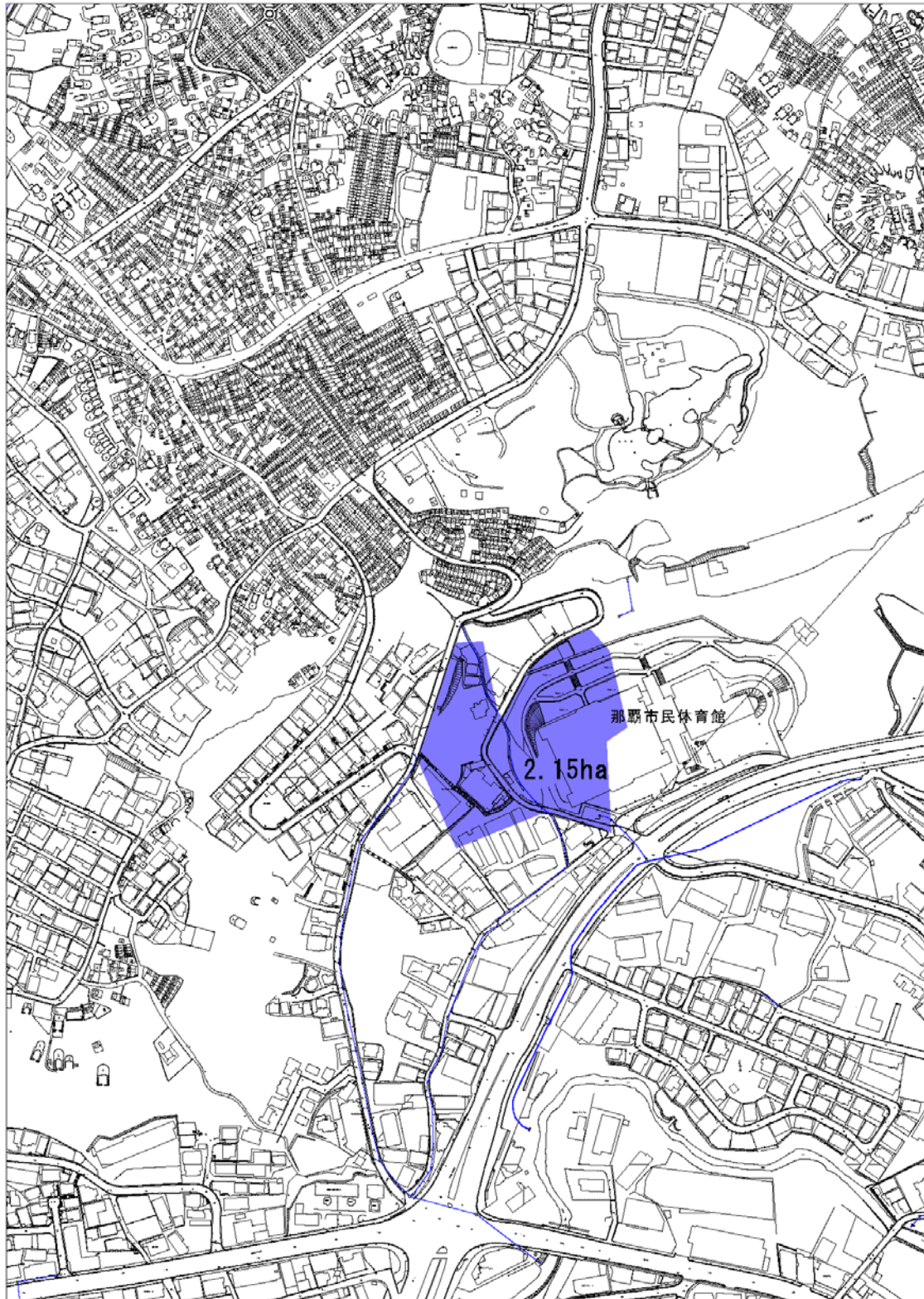
第67次 供用開始区域（雨水） 首里大名地内



第67次 供用開始区域（雨水） 泉崎地内



第67次 供用開始区域（雨水） 識名地内



監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号

平成 25 年 5 月 15 日

那覇市監査委員

新 城 和 範

同

宮 里 善 博

同

喜 舎 場 盛 三

同

屋 良 栄 作

平成 24 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 24 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 24 年度定期監査（後期）の結果に伴う措置状況について

総務部

○ 新庁舎建設室

指摘事項等

補助金の歳入調定について（注意事項）

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金は、平成 24 年 11 月 16 日に交付決定され、同年 11 月 21 日に当該通知を受理し、速やかに調定を行うべきところ同年 12 月 20 日に 11 月 21 日に遡って歳入調定を行っている。

補助金の歳入調定の遅れは、平成 22 年度後期定期監査において「注意事項」により指摘したところであるが改善されていない。

那覇市会計規則第 20 条「～その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう改善されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は交付決定の通知の受理後、速やかに調定を行うように努めてまいります。

企画財務部

○ 情報政策課

指摘事項等

基幹系システムの利活用について（注意事項）

基幹系システムについては、平成 25 年 2 月 4 日に約 2 時間にわたって、全庁的なネットワーク障害が発生し、一部市民への証明書発行に支障が生じた。

また、関係各課から未充足機能要件に対する事業者の対応やオンラインでの処理速度が遅いなどの改善要望が出されている。

今後は、市民生活に影響が出ないようにネットワーク障害対策を万全におこなうとともに、関係各課の業務改善等の課題に対処されたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 25 年 2 月 4 日に発生したネットワーク障害については、コンピュータネットワーク通信の送受信先を管理する機器の障害に起因するものであります。当該機器の一部部品の故障により動作が不安定となり、窓口等で使用されている個々のコンピュータのネットワーク通信が停止しました。その結果として 2 時間にわたり一部市民への証明書発行等に支障を生じさせたものであります。障害発生機器については、故障部品はもとよりその他の部品についても、交換を完了しております。

また、当該機器は、民間通信事業者が運用するコンピュータデータセンターに設置しておりますが、今後は平成 25 年度内設置を目途として、コンピュータネットワーク通信の送受信先を管理する同機能を持った機器を市役所庁舎内にも構築し、データセンター設置機器に障害が発生した場合でも速やかに機能を代替できるような対策をとって参ります。

次に、未充足機能要件について、現在は一部対応済みであることが確認されておりますが、未だ充足されていない部分については事業者へ解消に努めるよう働きかけ、早めに充足できるよう努めてまいります。

なお、オンラインの処理速度については、処理速度が遅くなっている要因を分析し、市民サービスが円滑に行えるよう努めて参ります。

○ 資産税課

指摘事項等

(1) 手数料の払い込みについて（注意事項）

窓口において収納した証明手数料（1 万 400 円）、図面交付手数料（6,600 円）及び航空写真交付手数料（4,000 円）が、翌日までに指定金融機関へ振り込まれず、収納してから 4 日後に振り込まれていた。

那覇市会計規則第 27 条における現金は、収納した日の翌日までに振り込まなければならないとの規定を遵守されたい。

□ 注意事項に関する措置

現在、現金の取り扱いについては担当職員が不在でも事務処理が滞ることがないように複数名で処理できる体制にしております。

今後は、このようなことがないように法令等を遵守し、適切な処理を行ってまいります。

(2) 資金前渡の清算について（注意事項）

資金前渡された固定資産税事務地方研修会出席負担金が、支払日から 11 日後に清算されていた。

那覇市会計規則第 57 条における資金前渡金は、支払が終了した日から 7 日以内に清算しなければならないとの規定を遵守されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後このようなことがないように、法令を遵守し迅速な事務処理に努めてまいります。

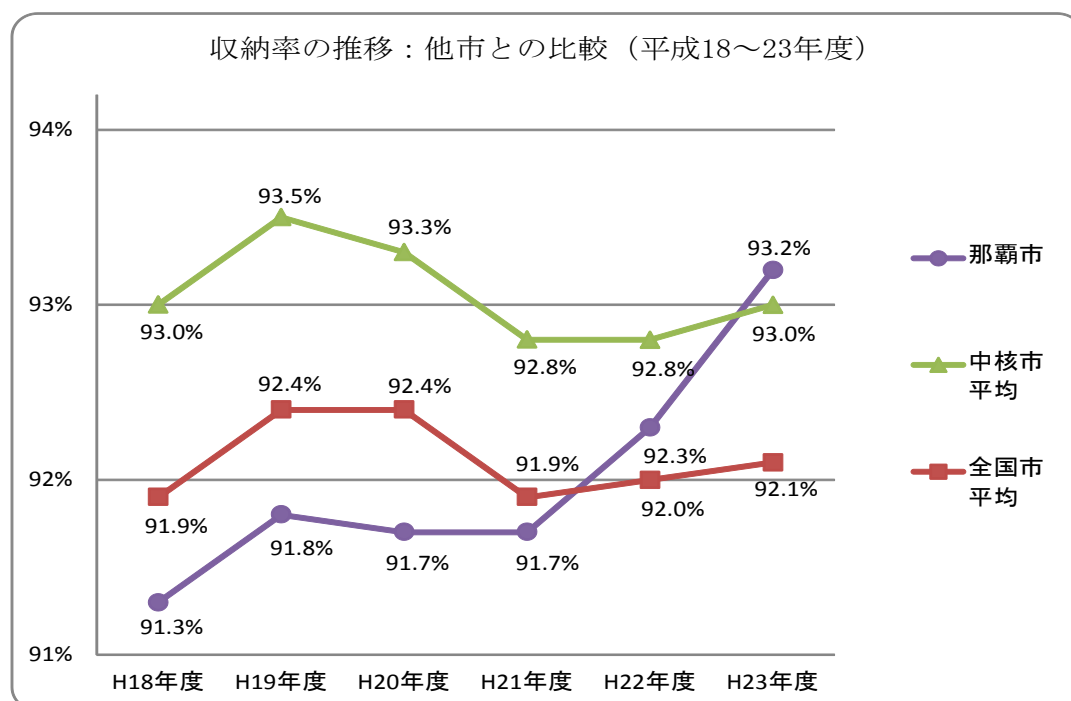
○ 納税課

指摘事項等

市税の収納率について（要望事項）

平成 23 年度決算における市税の収納率（調定額に対する収入額の割合）は、93.2%となっており、平成 20 年度決算の 91.7%と比較して 3 年間で 1.5 ポイント高くなっている。また、今年度の収納率についても、平成 25 年 1 月末現在で 78.4%となっており、対前年度同時期と比較して 1.0 ポイント高くなっている。

収納率が向上したのは、平成 20 年度に納税催告センターを設置したことに加え、その後の組織改正、職員サポート体制の確立など対策を講じたことが主な要因と思われる。今後とも、一層の収納率向上に努められたい。



※平成 23 年度の中核市平均、全国市平均は見込額。

☐ 要望事項に関する措置

滞納繰越分収入未済額のより一層の圧縮のため、課全体・全職員の収納意識及び徴収技術の向上をさらに図り、徴収強化に努めます。

健康福祉部

○ 福祉政策課

指摘事項等

民生委員児童委員の確保について（要望事項）

那覇市民生委員児童委員は、定数 459 名に対し現在 396 名が委員として委嘱されている。民生委員児童委員は、地域に暮らす市民の良き相談相手となり、高齢者の孤独死や児童虐待、配偶者等からの暴力といった各種の問題に対して、地域住民や社会福祉協議会等と連携を図りながら、その解決に向けた中心的な役割を果たしている。

平成 22 年度後期定期監査でも委員の欠員解消を指摘したところであるが、平成 22 年度の欠員 57 名から平成 24 年度は 63 名と欠員数が増加している。

今後、民生委員児童委員連絡協議会等と十分な連携を図り委員の確保にさらに努められたい。

☐ 要望事項に関する措置

民生委員児童委員のこれまでの活動についての広報を強化することにより、当該委員の活動意欲を高め、委員離れを抑制するとともに、民生委員推薦準備会をはじめ、関係団体とこれまで以上に連携し、新たな候補者の発掘につながるよう、欠員の改善に努めてまいります。

○ チャーがんじゅう課

指摘事項等

ふれあいコール事業の執行率について（要望事項）

ふれあいコール事業は、一人暮らしの閉じこもりがちな高齢者宅へ定期的に電話をかけ、安否確認を行なうとともに、心と心のふれあいの提供を目的とするものである。また、緊急時に備えて見守り支援を行うことを目指している。

しかしながら、昨年度決算においても執行率（60.0%）が低く、また、現状ではわずかながら減少傾向にある。今後、事業効果を高められるよう、執行率向上に努められたい。

☐ 要望事項に関する措置

必要な方が必要な支援を受けられるよう 12 箇所の地域包括支援センターにより、地域に潜在する利用者の把握に努めることで執行率の向上を図り、事業効果を高めるよう努めてまいります。

○ 保護管理課・保護第一課・保護第二課（合同）

指摘事項等

生活保護費の過大・過少支給について（是正事項）

平成 20 年 12 月から平成 23 年 7 月までの間に発生した職員 2 名の事務懈怠による過大（41 世帯・約 1,352 万円）・過小（26 世帯・約 377 万円）支給については、那覇市の生活保護行政に対する市民の信頼を損ないかねない重大な問題である。

速やかに当該問題に対処するとともに、今後、このような事態が発生しないよう保護制度の適切な運用に努め、事務処理チェック体制のさらなる強化を図られたい。

□ 是正事項に関する措置

今回の事務懈怠により過大支給された分につきましては、対象となる被保護世帯に謝罪し、返還についてご理解いただいた上で返還決定処理を行いました。過小支給分につきましては、現在、沖縄県を通して厚生労働省に調整中であり、調整でき次第、速やかに対応していく所存です。

今後はこのような事態が発生しないよう、管理監督者は、個々の現業員に事務の懈怠がないか注意を向け、適宜適切な指導、助言を行うとともに、訪問管理台帳、就労・求職者管理台帳等により業務の進行管理をよりこまめに行う等、事務処理状況を組織的にチェックする体制を強化し、再発防止に取り組んでまいります。

（健康保険局）

○ 国保長寿医療課

国民健康保険税等の未収金について（要望事項）

一般被保険者国民健康保険税（医療費給付分）現年課税分（滞納繰越分含む。）の平成 24 年 11 月 30 日現在の未収金は、納期未到来分を含め 44 億 2,373 万 2,597 円となっている。未収金対策については、収納体制の充実・強化、保険税・賦課事務の適正化、口座振替の促進、特別滞納整理指導員（非常勤）の設置、電話督促・催告書送付、滞納整理班の設置、国民健康保険制度の広報等により収入率向上に取り組んできている。

また、平成 23 年度国民健康保険事業特別会計の収支差額が赤字のため、平成 24 年度の繰上充用額は、31 億 5,915 万 9,795 円となっている。平成 22 年度 18 億 4,169 万 3,367 円、平成 23 年度 20 億 8,562 万 2,872 円となっており、近年、繰上充用額は拡大の一途である。これは、本市の財政状況悪化への要因となり、その影響が懸念されるところである。

未収金額は、この 3 年間、減少傾向にあり、当局の未収金対策の効果が感じられるところであるが、国民健康保険税等の未収金は、未だ多額であり更なる効果的な未収対策に努められたい。

国民健康保険税（医療費給付分）収入状況（平成24年11月30日現在）

（単位：千円、％）

区 分		調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
平成 24 年 度	現年課税分	5,028,231	2,647,911	2,380,320	52.7
	滞納繰越分	2,162,061	118,649	2,043,411	5.5
	計	7,190,292	2,766,560	4,423,731	38.5
平成 22 年 度	現年課税分	5,155,964	2,655,343	2,500,621	51.5
	滞納繰越分	2,279,115	101,476	2,177,639	4.5
	計	7,435,079	2,756,819	4,678,260	37.1
比 較	増減額	△244,787	9,741	△254,529	
	増減率	△3.3	0.4	△5.4	

※収入未済額は、納期未到来分を含む。又、還付未済額を含まず。

□ 要望事項に関する措置

収納率の向上を目指して、引き続き努めているところです。1月の新庁舎への移転を機に、窓口対応の改善を図る目的で、窓口案内システムを導入しました。これにより窓口の混み具合、順番等が判り易くなり、窓口での混乱の抑制に効果を発揮しています。3月には土曜日、日曜日及び休日においても窓口を開設し、平日にはご来庁いただくのが難しい方にも納税相談の機会を持っていたり、ただけるよう業務時間を拡大して対応しております。

また、納期限内に納付いただいている大半の納税者の皆さんとの公平性を確保するため、保険税の滞納に対しては差押等の滞納処分を行っているところですが、更に新たな取組として、文書や電話などによる再三の納付催告にも応じない滞納者を対象として、自動車やバイクの『タイヤロック（車輪止め）』を実施することといたしました。このことは、3月発行の『なは市民の友』の折り込み紙面として市内の全世帯に配布される『国保NEWS』の第1面のトップ記事に取り上げ、市民の皆様向けの広報にも努めているところです。

○ 特定健診課

特定健康診査事業について（要望事項）

特定健康診査事業は、国民健康保険加入者（40歳～74歳）を対象に受診率65%を目標（国指定）に実施している。本市の受診率は、平成21年度31.5%、平成22年度34.8%、平成23年度35.8%（沖縄県の平均受診率35.8%）と増加傾向にある。

受診率の向上を図るための取り組みとしては、個別訪問（健康相談員）、電話による受診勧奨、戸別訪問事業等を行ってきており、今年度は受診率36.8%を予定している。また、新たな受診率向上の取り組みとして、催告センターを活用した受診案内や、那覇市医師会等に当該受診対象者が来院時に特定健診受診の勧奨を行う業務委託、民間事業所からの健康診断情報の取得等を予定している。

今後とも創意工夫を凝らした広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後も引き続き健康相談員による個別訪問や自治会・民生委員等による戸別訪問、電話やハガキによる受診勧奨、市役所庁舎等でのまちかど健診を実施する予定であり、さらに平成 25 年度からは未受診者への勧奨だけではなく、既受診者に対し、健診結果をわかりやすく解説した通知文を発送しリピーター率の向上をめざすことを検討しており、さらなる受診率の向上に取り組んでいきます。

